

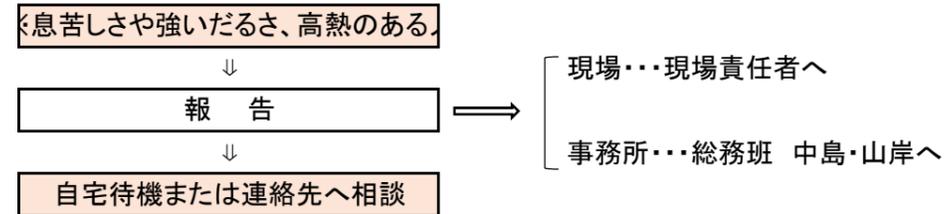
新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策と実施事項

重要実施事項（5月9日より）

1. 検温（高熱、息苦しさや強いだるさのある人は自宅待機）
2. マスク着用
3. 手洗い・うがい・消毒
4. 不要・不急の外出自粛

1 検温の実施（毎朝）

(1) 自宅で体温を計る。（協力会社にも実施依頼）



(2) 出勤時に体温を計り「体温チェック表」に記録する。（協力会社にも実施）

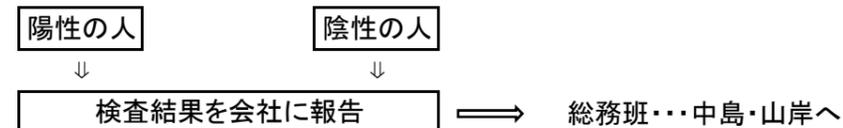
※なるべく社員同士接触する前に（玄関などに体温計をおき）計るようにする。



(3) 「息苦しさや強いだるさ、高熱」ある方は医療機関に直接出向く前に保健所の相談窓口へ「連絡、相談」をして下さい。

佐久保険福祉事務所	（小諸、佐久市、南佐久、北佐久）
連絡先	電話 0267-63-3164
上田保険福祉事務所	（上田、東御、小県）
	電話 0268-25-7135

(4) 保健所の指示に従う



(5) 家族や親しい人にコロナウイルス感染者が出た場合（濃厚接触者）

自分に症状がなくても、自宅待機し、保健所の指示に従う。



2 マスク着用

(1) 事務所内（作業所事務所、本社事務所）では全員マスク着用する。

(2) 来訪者（協力会社等）にもマスクを着用してもらう。

※打合せ時の注意事項（3密を避ける）

人数は最小限、時間短縮、間隔をとる（1m）、部屋の換気（1時間に一回10分間）

3 手洗い、うがい、消毒の徹底

(1) 手洗い・・・ 外出先より帰ったら必ず行う。

※水道のない現場・・・ポリタンクに水を入れ実施

(2) うがい・・・ 外出先から帰ったら、食事の前には必ず行う

※事務所に戻れない等、うがいする場所のない人は水筒を持参する。

(3) 消毒・・・ 外出先から帰ったら必ず行う

※食事の前等、口に物を入れる前には必ず行う。

4 不要・不急の外出の自粛

(1) まとめ買いをする等、工夫をし外出の回数を減らす。

(2) 県境を跨ぐ移動は行わない。

※ 会社で準備するもの

- ・手洗い、うがいの水
- ・ポリタンク（水用）・・・水道のない現場
- ・手洗い用の殺菌・消毒用品
- ・マスク（入荷済みにつき現場で足りなくなった場合は管理部へ）
- ・体温計（身体に触れずに検温で来るタ-5月初旬入荷次第配賦）